

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第27号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第30条の2 条例第31条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 条例第31条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める危険な作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、次</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第30条の2 条例第31条の2第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 条例第31条の2第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める危険な作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>条例第31条の2第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</u></p> <p>(1) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業</u></p> <p>(2) <u>特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>4 災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、次</p>

改正前	改正後
<p>の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号</u>の巡回監視 480円</p> <p>(2) <u>前項第1号</u>の応急作業等 730円</p> <p>(3) <u>前項第2号</u>の作業 840円</p> <p>(4) <u>前項第3号</u>の作業 840円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第2項の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う作業を除く。）</u></p> <p>(5) <u>本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う</u></p>	<p>の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第2項第1号</u>の巡回監視 480円</p> <p>(2) <u>第2項第1号</u>の応急作業等 730円</p> <p>(3) <u>第2項第2号</u>の作業 840円</p> <p>(4) <u>第2項第3号</u>の作業 840円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第2項の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>本部長指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p>(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>作業（前各号に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う作業を除く。）</u></p> <p>3 条例附則第2項の規定により支給する災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 前項第4号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円</u></p> <p><u>(9) 前項第4号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円</u></p> <p><u>(10) 前項第5号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円</u></p> <p><u>(11) 前項第5号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>附則第3項第4号、第6号、第8号又は第10号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 条例附則第4項に規定する場合に支給する災害応急作業等手当の額は、<u>第30条の2第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、同条第2項各号に掲げる作業の区分に応じ同条第3項各号に定められた額の100分の100に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>3 条例附則第2項の規定により支給する災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>附則第3項第4号又は第6号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 条例附則第4項に規定する場合に支給する災害応急作業等手当の額は、<u>第30条の2第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、同条第2項各号に掲げる作業の区分に応じ同条第4項各号に定められた額の100分の100に相当する額を加算した額とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。